電線類の地中化に係る道路占用料減免の取扱いに関する補則

このことについては、道路占用料減免基準(平成26年4月1日実施。以下「基準」という。)第3条並びに別表第2の35の項及び36の項の規定による電線類の地中化に係る道路占用料の減免の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 地方公共団体等が策定する電線類の地中化に関する諸計画等に基づくもの及び 市の要請により地中化されたものを対象とする。ただし、地中化の対象となる路 線と連係する路線に係る連係管路については対象としない。
- 2 前項の市の要請により地中化されたものとは、次の場合において地中化されたものをいう。
 - (1) 市の条例等の規制により電柱の建柱が認められない場合
 - (2) まちづくりに関する計画等により電柱の建柱が適当でない場合
 - (3) その他前2号に類する場合
- 3 基準別表第2の35の項の電線類等については、当該電線類等を所有する事業 者が、当該路線の全線につき上空に設置されている電線類等を撤去し地中化する ものを対象とする。

付 則

この補則は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この補則は、平成29年3月31日から適用する。

付 則

この補則は、令和3年4月1日から適用する。